**日本サイコネフロロジー学会誌　投稿規定**

＜論文内容＞

論文内容はサイコネフロロジーならびにこれに関するもので，他誌に発表されていないもの，あるいは投稿中でないものに限る。論文投稿者および共同著者は論文の題名，執筆者名，所属機関，内容などに関連する事項全てに責任を負う。症例報告については，容易に個人が特定されないよう，個人情報に十分配慮した内容にする。

＜投稿資格＞

投稿論⽂の筆頭著者あるいは共同著者が本学会の正会員または施設会員であることが投稿の条件となる。ただし，編集委員会が依頼した原稿についてはこの限りではない。

＜論文の様式＞

論文は寄稿，原著論⽂，実践報告，症例報告，総説とし，その区別を明示して提出する。

＜論文の長さ＞

・寄稿：400 字原稿 10 枚以内

・原著論⽂：400 字原稿 25 枚以内

・実践報告：400 字原稿 15 枚以内

・症例報告：400 字原稿 15 枚以内

・総説：400 字原稿 30 枚以内

＜原稿の書式＞

1. 表紙には下記内容を記載する。

論文の様式/表題（日本語と英語）/著者名（共同著者名，いずれも読み仮名も含めて記載）/所属機関/連絡先（所属機関、住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）

2.　抄録：表紙の次頁から400 字以内の和⽂要旨とKey wordsを記載する。

＊英⽂抄録は任意，寄稿は和文要旨は不要とする。

3．Key words：論⽂の内容に関する key words（3〜5 個）を記載する。

4．図表/写真：図表/写真 1 枚は 400 字前後を減ずる。各図表/写真には番号を付し，本⽂中に挿⼊箇所を明記する。図表/写真は明瞭・鮮明なものに限る。

5.　文献は引用箇所に番号を付け，論文の末尾に一括し，次の形式に従い引用順に並べて記載する。なお，文献数は30編以内とする。

□　雑誌の場合

著者名(著者が 3 名までの場合は全員記載，4名以上の場合は筆頭者から 3 名まで記載し，それ以上は他，et al とする)。論⽂名．雑誌名 発⾏年(⻄暦)；巻数：⾴(初め-終わり)。

例)

⼩川智也，⽊場藤太，清⽔泰輔，他．カフ型バスキュラーカテーテルを活⽤した⾼齢患者の⽇帰り⾎液透析導⼊を経験して．埼⽟透析医学会会誌 2013；2：228-230.

Ogawa T, Sasaki Y, Kanayama Y, et al. Evaluation of the functions of the temporary catheter with various tip types. Hemodial Int. 2017;21:S10-S15.

* 書籍の場合

著者名(著者が 3 名までの場合は全員記載，4 名以上の場合は筆頭者から 3 名まで記載し，それ以上は他，et al とする)。論⽂名．編者名．書籍名．所在地：出版社名，発⾏年(⻄暦)；

⾴(初め-終わり)。

例)

福西勇夫．サイコネフロロジー．松下正明（総編集）．リエゾン精神医学・精神科救急医療．東京：中山書店, 1998；131-139．

Quinn DK, Cukor D. Depression in patients with CKD and ESRD. Cukor D, Cohen SD, Kimmel PL. Psychosocial Aspects of Chronic Kidney Disease. London: ACADEMIC PRESS, 2021.

* 誌名を略記する場合

出典雑誌の定める略名を使⽤する。また外国のものは Index Medicus 所載のものを⽤いる。

＜研究倫理＞

倫理的配慮：⼈を対象とした研究の場合，ヘルシンキ宣⾔（ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則）を基礎として厚⽣労働省の臨床研究に関する倫理指針，疫学研究に関する倫理指針等に準じ，被験者からのインフォームドコンセントおよび所属機関の倫理委員会の承認を得たことを明記する（論文中に承認番号を明記する）。また，症例報告については，患者個人の特定が可能な氏名，イニシャル，ID，住所（都道府県までは可），特定の月日（月日は「○病日」「○月上旬」「○日後」等とする）は記載しない。⽂書あるいは⼝頭でのインフォームドコンセントを得た上で，匿名性について最⼤限の配慮を行う。

＜利益相反＞

投稿論⽂の内容に関して，資⾦提供，雇⽤関係，報酬需要などによる利益相反がある場合には，関連の企業・法⼈組織名と具体的な内容を論文の末尾に明記する。

＜論文の採択＞

投稿論文の採否は編集委員会の指定する査読者と編集委員の査読によって決定し，受理年月日を掲載論文中に明示する。なお，投稿論文においては個人情報保護の観点から，たとえ学術論文であっても容易に個人が特定されないように，症例の記載については十分に配慮しなければならない。ヘルシンキ宣言に違反していると判断された論文は採択されない。

＜論文査読＞

査読者は2 名が担当するが，最終的な決定は編集委員会が行う。

＜再投稿＞

査読終了後の再投稿は，査読結果通知の日付から6 カ月以内とする。それ以後に投稿された場合は新規論文として扱うものとする。

＜著作権の保護＞

論文の投稿者は，本誌に掲載する著作物またはこれを原著作物とする二次的著作物の著作権およびこれら著作物の翻訳，翻案，データベースへの取込みおよび送信の権利等，本誌に掲載する著作物に関する一切の権利を，信託財産として日本サイコネフロロジー学会に包括的に譲渡する。また，信託財産の趣旨に反しない限り，著作者は著作物に対する著作者人格権を行使しない。

＜著者負担費用＞

掲載料は刷り上がり6 頁まで30,000 円（税別）とするが，それを超えるものは実費を徴収する。ただし，当面の間，発行形態等により減額する場合がある。依頼原稿はこの限りでない。

＜投稿⽅法＞

原稿はワードプロセッサソフトウェア（Microsoft Word）を使⽤し、電⼦メールにて編集委員会まで送付する。原稿の送付にあたっては連絡先（⽒名、住所、所属機関、電話番号、FAX 番号、メールアドレス）を記載する。

* 原稿送付先

⽇本サイコネフロロジー学会事務局　編集委員会　宛

E-mail：edit@jspn-ndt.com

本投稿規定は令和４年４月５日から施行する。

日本サイコネフロロジー学会編集委員会